



発行 新潟県  
**第3号**  
 平成26年1月14日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 23 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 24 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）
- 25 地域森林計画の公表（治山課）
- 26 地域森林計画の変更の公表（治山課）
- 27 道路の区域変更（道路管理課）
- 28 道路の供用開始（道路管理課）
- 29 道路の区域変更（道路管理課）
- 30 道路の供用開始（道路管理課）
- 31 道路の区域変更（道路管理課）
- 32 道路の供用開始（道路管理課）
- 33 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 34 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 35 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 36 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）

正 誤

平成24年7月20日付け県報第56号告示第931号中（農地計画課）

告 示

◎新潟県告示第23号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年1月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
燕市新栄町186番1の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）で定める基準に適合しない特定有害物質の種類  
1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン又はトリクロロエチレン

◎新潟県告示第24号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、村上市に係る村上農業振興地域（平成25年3月新潟県告示第451号）及び胎内市の胎内農業振興地域（平成24年新潟県告示第312号）の区域を次のとおり変更する。

平成26年 1月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 変更した地域の名称

- (1) 村上農業振興地域
- (2) 胎内農業振興地域

2 区域

(1) 村上市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域  
（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び村上地域振興局農林振興部で縦覧する。

(2) 胎内市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域  
（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新発田地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成26年 1月14日

◎新潟県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、佐渡森林計画区の地域森林計画を策定した。

平成26年 1月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

◎新潟県告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、下越、上越及び中越森林計画区の地域森林計画を変更した。

平成26年 1月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

◎新潟県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 1月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坂町停車場金屋線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市大津字石橋 1561 番 1 から	新	6.8～20.8メートル	703.9メートル
同市金屋字宮分2068番 1 まで	旧	6.6～14.0メートル	703.9メートル

◎新潟県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 1月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 坂町停車場金屋線
- 2 供用開始の区間  
村上市大津字石橋1561番1から同市金屋字宮分2068番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年1月14日

## ◎新潟県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年1月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大栗田越後下関停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩船郡関川村大字中東字千苺 1339番28から	新	4.8～27.4メートル	180.2メートル
同郡同村大字中東128番1まで	旧	4.8～26.0メートル	180.2メートル

## ◎新潟県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年1月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大栗田越後下関停車場線
- 2 供用開始の区間  
岩船郡関川村大字中東字千苺1339番28から同郡同村大字中東128番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年1月14日

## ◎新潟県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年1月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山ノ相川内ヶ巻停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市川口大字田麦山字相原窪3542番1から	新	5.0～61.0メートル	340.5メートル
同市川口大字田麦山字相原窪3455番1まで	旧	5.0～37.0メートル	335.8メートル

◎新潟県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 1月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 山ノ相川内ヶ巻停車場線
- 2 供用開始の区間  
長岡市川口大字田麦山字相原窪3542番 1 から同市川口大字田麦山字相原窪3455番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 1月14日

◎新潟県告示第33号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成18年12月15日新潟県告示第1763号及び平成19年3月6日新潟県告示第430号）を次のとおり解除する。

平成26年 1月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中郷川地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流
宮ノ谷川(1)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流
宮ノ谷川(2)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第34号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年 1月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荒井(1)地区	上越市牧区荒井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒井(2)地区	上越市牧区荒井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒井(3)地区	上越市牧区荒井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒井(1)地区	上越市牧区荒井	次の図のとおり	土石流
荒井(2)地区	上越市牧区荒井	次の図のとおり	土石流

荒井地区	上越市牧区荒井、東松ノ木	次の図のとおり	地すべり
------	--------------	---------	------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

## 2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
峠地区	長岡市川口峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠(2)地区	長岡市川口峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松北地区	長岡市竹町、村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(5)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松北(3)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(2)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(4)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(6)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(7)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(8)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(9)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(10)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(11)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松北(2)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(12)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鬼面沢川地区	長岡市村松町	次の図のとおり	土石流
漆原川地区	長岡市村松町	次の図のとおり	土石流
村松(1)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	土石流
村松(2)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	土石流
村松(3)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	土石流

村松(4)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	土石流
村松(5)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	土石流
村松(6)地区	長岡市村松町、渡沢町	次の図のとおり	土石流
村松(7)地区	長岡市村松町、渡沢町	次の図のとおり	土石流
村松地区	長岡市村松町	次の図のとおり	地すべり
渡沢町地区	長岡市村松町、渡沢町	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 3 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湯川(1)地区	南蒲原郡田上町大字湯川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
湯川(2)地区	南蒲原郡田上町大字湯川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
湯川(2)地区	南蒲原郡田上町大字湯川 新潟市秋葉区天ヶ沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 4 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湯川(2)地区	新潟市秋葉区天ヶ沢 南蒲原郡田上町大字湯川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### 5 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石曾根地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野町地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
諏訪町地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芹川(2)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芹川(3)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芹川(4)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

芹川(5)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石曽根南谷(1)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石曽根南谷(2)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺町地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	土石流
石曽根川地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	土石流
石曽根谷地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	土石流
石曽根沢(1)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	土石流
芹川地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	土石流
石曽根沢(2)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	土石流
芹川地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	地すべり
中郷川地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流
宮ノ谷川(1)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流
宮ノ谷川(2)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流
筒石(1)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流
筒石(2)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流
筒石(3)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第35号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年1月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荒井(2)地区	上越市牧区荒井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒井(1)地区	上越市牧区荒井	次の図のとおり	土石流

荒井(2)地区	上越市牧区荒井	次の図のとおり	土石流
---------	---------	---------	-----

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
峠地区	長岡市川口峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松北地区	長岡市竹町、村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(5)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松北(3)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(2)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(4)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(6)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(7)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(8)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(9)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(11)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松北(2)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村松(12)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
漆原川地区	長岡市村松町	次の図のとおり	土石流
村松(3)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	土石流
村松(4)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	土石流
村松(5)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石曽根地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
諏訪町地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芹川(2)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芹川(3)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芹川(4)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芹川(5)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石曽根南谷(1)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石曽根南谷(2)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石曽根川地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	土石流
石曽根谷地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	土石流
石曽根沢(1)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	土石流
芹川地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	土石流
石曽根沢(2)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	土石流
中郷川地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流
宮ノ谷川(1)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流
筒石(1)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流
筒石(2)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流
筒石(3)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第36号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成26年1月14日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画の種類  
新潟都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1)新潟都市計画市街化区域
    - ア 追加する部分  
なし
    - イ 削除する部分  
なし
  - (2)新潟都市計画市街化調整区域
    - ア 追加する部分  
なし
    - イ 削除する部分  
燕市西楨字宝田及び佐渡山字川下の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
  - (1)期間 自 平成26年 1月14日  
至 平成26年 1月28日
  - (2)場所
    - ア 三条市興野 1丁目13番45号(〒955-0046)  
三条地域振興局地域整備部計画調整課
    - イ 燕市吉田西太田1934番地(〒959-0295)  
燕市都市整備部都市計画課
- 4 その他  
この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年 1月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 バロー下門前店  
所在地 上越市関川東部下門前土地区画整理事業地内26街区 5外  
設置者 株式会社バローほか1者
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗の設置者  
(変更前) 株式会社バロー  
(変更後) 株式会社バローほか1者
- 3 変更年月日  
平成25年12月26日
- 4 変更の理由  
新たな建物設置者が出店を決定したため。
- 5 届出年月日  
平成25年12月26日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

## 7 縦覧期間

平成26年1月14日から平成26年5月14日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年1月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 バロー下門前店

所在地 上越市関川東部下門前土地区画整理事業地内26街区5外

設置者 株式会社バローほか1者

## 2 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,059平方メートル

(変更後) 2,515平方メートル

## (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ア 駐車場の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

## イ 駐輪場の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

## ウ 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

## エ 廃棄物等保管施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

## (3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

・株式会社バロー

午前9時から午後9時

(変更後)

・株式会社バロー

午前9時から午後9時

ほか1者

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場1 午前8時30分から午後9時30分

(変更後)

駐車場1 午前8時30分から午後9時30分

駐車場2 午前7時30分から午後8時30分

## ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 4箇所  
位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 出入口の数 6箇所  
位置 届出書に添付された図面のとおり

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)  
荷さばき施設1 午前6時から午後9時  
荷さばき施設2 午前1時から午前4時

(変更前)  
荷さばき施設1 午前6時から午後9時  
荷さばき施設2 午前1時から午前4時  
荷さばき施設3 午前8時から午後9時

3 変更する年月日

平成26年8月27日

4 変更の理由

建物1の隣接敷地に建物2を新設して、地域住民へのサービス向上を図るため。

5 届出年月日

平成25年12月26日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成26年1月14日から平成26年5月14日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年1月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 コンパスタウン上越インター

所在地 上越市大字上源入字轡田129番地24外

設置者 株式会社ナルス

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成25年9月3日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項及び騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮する事項

・敷地の境界線において規制基準値を超過している騒音源について、騒音対策を検討願いたい。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成26年1月14日から平成26年2月14日まで

正 誤

平成24年7月20日付け新潟県告示第931号（土地改良区役員の就任及び退任届）中

ページ	行	誤	正
4	23	隆	隆
5	3	隆	隆